

李徳成家文書に見る戦時下の横浜華僑の暮らし

伊藤 泉美*

はじめに

日中戦争・太平洋戦争期に横浜華僑はどのような暮らしを営んでいたのだろうか。この点について、近年、口述記録集やそれらを基にした研究などが著されているが⁽¹⁾、その実態が十分に解明されたとは言い難い。その原因の一つは1945年5月29日の横浜大空襲により、横浜中華街をふくむ横浜市の中心部が壊滅的な打撃をうけ、横浜華僑に関する歴史資料がほとんど残っていないことである。そうした中、横浜開港資料館に寄贈された李徳成家文書⁽²⁾は戦時下の横浜華僑の暮らしの一端を具体的に知ることのできる大変貴重な資料である。本稿ではこの李徳成家文書を読み解きながら、戦時下の横浜華僑の営みについて考察する⁽³⁾。

以下、まずは李徳成（1897年～1976年）の一族について述べ、次に戦時下の横浜中華街の一般状況にふれ、最後に李徳成家文書を具体的に解釈していく。

1 李家について

一枚の写真

古い一枚の写真を見てみよう。中国服を着た3人の男性と2人の少年が写っている。

中央に座っているのが、四人兄弟の父・李貴昌（1848年～1928年）である。その右隣が長男の東成、右端が次男の金成、李貴昌の左隣が3男の啓成、そして、左端が4男の徳成である。左の2人は学帽をかぶり制服のようなコートを着ているの



図1 李貴昌一家 1903年頃 左端が李徳成
以下、図3・図15を除き、図版資料は全て黎啓榕氏寄贈・横浜開港資料館所蔵。

で、学校に通っていたのだろう。左端の徳成はまだ幼く、尋常小学校の1年生くらいだろう。徳成は1897年生まれなので、6歳だとすれば、写真の撮影年代は1903年頃と推定される。当時、横浜中華街には尋常および高等小学校に相当する大同学校があり、徳成はここに入学したと考えられる。

撮影年を1903年とすると、父李貴昌は55歳、長男東成は24歳、次男金成は20歳、3男啓成は17歳となる。このように年齢がわかるのは、李家には「族譜」という家系図が伝わっているからだ。族譜は、原則的に父系血縁集団である宗族内の男子について、歴代の氏名、続柄、生没年、経歴などを記録したものである。図2は、李家の族譜の第18世の徳成とその息子と孫世代にあたる第19世、第20世について記した箇所である。

なお、1923年の関東大震災で中華街全域は倒壊

(1) 財団法人横浜中華会館・横浜開港資料館編『横浜華僑の記録—横浜華僑口述歴史記録集』財団法人中華会館、2010年。陳天璽「太平洋戦争期の横浜華僑華人—魏家と江家のファミリーヒストリーを通して」早稲田大学国際教養学部『Waseda Global Forum』No.17、2020年、p.1-23。横浜ユーラシア文化館編『横浜中華街160年の軌跡—この街がふるさとだから』2021年。横浜中華街生業と文化編集委員会編『横浜中華街—生業と文化—横浜中華街発展会協同組合設立50年記念』横浜中華街発展会協同組合、2022年。

(2) 本文書は子孫の黎啓榕氏より横浜開港資料館に寄贈された。

(3) 本稿は拙稿「横浜華僑・李家の肖像」『開港のひろば』135号（2017年2月）および2017年6月に香港中文大学で行われたThe International Conference “Recapture endangering social life: source materials and ways of living of the East Asian Overseas Chinese during the Pacific War Period”での口頭発表“The Difficult Life of Wartime Chinese Living in Yokohama Based on the Li family's Documents”をもとに加筆作成したものである。

*Ito Izumi 横浜ユーラシア文化館副館長



図2 李家族譜

焼失の被害をうけたので、それ以前の横浜華僑の家族写真はきわめて貴重である。ただし写真の撮影場所は残念ながら不明である。横浜の写真館かとも思われるが、背景画には、洋室の中に中国的にも見える植物が描かれており、香港などで撮影した可能性も排除できない。

広東から横浜へ

この写真におさまるまでの李家の足跡を考えてみたい。李家のルーツは中国の南部、広東省南海県黄竹岐堡である。横浜での足跡は、徳成の父李貴昌が20歳の頃、単身で横浜を訪れたことに始まる。出生年から計算すると、1870年前後である。現存する1877年の横浜在住中国人の名簿（「明治十年在横浜清国人名簿」『神奈川県史料』第7巻所収、原本は国立公文書館蔵）を調べてみると⁽⁴⁾、残念ながら李貴昌の名前はない。ただし、名簿には、「李承昌」・「李達昌」・「李雲昌」と似たような名前が見られる。中国人の男性は、兄弟・従兄弟・はとこなど、宗族内で同じ世代に属する者が名前の一文字を共有する習慣があるため、この3人が親戚であり、彼らを頼って来日した可能性もある。

貴昌の孫李福泉は、「祖父は単身で横浜にやってきて、こっちで祖母（梁氏）と結婚した」と語っ

ている⁽⁵⁾。長男の東成が1879年生まれであるため、77年の名簿に李貴昌の名が見られない状況の解釈は3つあるだろう。第1は初来日が1878年頃とする解釈、第2は1876年以前に来日していたが、1877年時点では妻と共に帰国していたとする解釈である。というも、77年の名簿で梁姓の女性は9人確認できるが、1人は女兒、残りの8人にはいずれも配偶者がおり、貴昌の妻である梁氏は見当たらないからだ。第3は、横浜にはいたが、登録していなかったので人名簿には掲載されていないとする解釈である。「在横浜清国人名簿」は当時の登録証である「籍牌」を受けた者の名簿だが、在住者の中には未登録の者もいたからだ。

李家の家業

来日後の李貴昌は、西洋料理のコックとして横浜で働いていたと伝わる。長男の東成については、1924年頃の記録『中華民国十二年九月一日横浜大震災中之華僑状況』によれば、妻李黄玉蘭と長男李福基とともに根岸町に住み、職業は料理業となっている。



図3 横浜中華街記憶地図 1940年頃
『横浜華僑の記憶』より

(4) この名簿については、拙稿「1877年の横浜外国人居留地における中国人―「明治十年在横浜清国人名簿」の分析から」『横浜開港資料館紀要』第33号（2015年、35-82頁）を参照されたい。

(5) 李福泉氏インタビュー（1997年6月2日）、『横浜華僑の記憶』44頁。

次男の金成については、創業年は定かではないが、中華街の山下町147番地で洋食の金海亭を営んでいた。図3は1940年頃の中華街の記憶地図だが、中央の路地沿いに「金海亭」が見られる。現在の香港路沿いである。店の名は「金成」の金と、先祖の地「南海」の「海」を組み合わせたのだろうか。この店は1945年頃まで存続した。1940年に神戸から横浜にやってきた鄭金美（後に徳成の長男福泉と結婚）は、金海亭の向かいに住んでいたが、店はいつも賑わっていたと記憶している。4男の徳成については、資料解説の中で後述するが、1942年頃には、東京の花月食堂でコックとして働いていた。

2 戦時下の横浜中華街

戦争の勃発

関東大震災をなんとか乗り越え、李一家が暮らしを立て直しつつあった1930年代はまた、日本の軍国化が進んだ時期でもあった。1931年には満州事変、1937年には日中戦争、1941年には太平洋戦争に突入する。

1937年7月7日、盧溝橋事件が起きると、ただちにその影響が日本在住の中国人に現れた。7月10日には帰国第一陣が横浜港を出港し⁽⁶⁾、8月までに帰国者が相次いだ。しかし、その多くは留学生であり、中には華僑など定住者もいたが、彼らは「旅行願」として、一時的帰国の扱いとされた⁽⁷⁾。それは、再来日する際、入国しやすいようにとの配慮からであった。

1937年12月あたりから華僑社会に変化が出はじめた。南京の蒋介石政府支持か、日本の傀儡政権である北京臨時政府支持かで、華僑たちの意見が揺れた。日本国内で生きていくためには「日華融和」によって、経済関係の復旧をはかり、商取引の硬直を打開することが必要であった。そのため、華僑の間では総領事館や国民党支部の「抗日意識の昂揚」への反発が広がった。12月13日に南京が陥落すると、

総領事館の指導統制にゆらぎが出始め、12月14日には北京で北京臨時政府が樹立された。

1938年1月14日、横浜の福建連合会は北京臨時政府の旗である五色旗を掲揚し、横浜華僑社会に北京政府支持の動きが広がった。中華会館で華僑大会が開かれ、五色旗問題が協議された。1月16日、「南京政府を相手とせず」との対中国重大声明、所謂近衛声明が発表され、事実上の国交断絶となった。これを受けて、横浜の中華会館では臨時理事会が開かれ、北京臨時政府支持が決定された。翌17日、馬福生、鮑啓康ら中華会館理事は神奈川県庁外事課長を訪ね、新政府支持を表明するとともに、華僑各団体に五色旗の掲揚を通告した⁽⁸⁾。1月20日、駐横浜中華民国総領事館は閉鎖され、総領事、駐日大使が帰国した。22日には在浜華僑18団体主催による「新政府設立大祝賀会」が中華会館にて開催され、神奈川県知事、横浜市長も参列した。この祝賀会を契機として、横浜華僑社会は「親日」にまとまりつつあった⁽⁹⁾。

横浜で生きることを選んだ華僑たちは、「日華融和」のため、防空演習、皇軍慰問、国防資金への献金などを行った。また横浜中華公立学校もこうした事態に敏感に反応した。1938年1月からは親日教育方針をとることになり教科書の改訂が行われた⁽¹⁰⁾。11月24日には横浜中華公立学校の小学生2人、汪近周と陳慧彩がラジオに出演し⁽¹¹⁾、海外に向けての「日支親善提携」宣伝に動員された。12月には当時日本全国で行われていた建国体操を通して日本精神に触れたいとして、伊勢佐木警察署長による指導を受けた⁽¹²⁾。さらに華僑は山下町出征兵士の区民葬や靖国神社の大祭に代表を送るなど、日本社会との協調を模索した。

経済的影響としては、日中戦争勃発以後、輸出入業者はほとんど休業状態に陥った。中華料理店は主に日本人を顧客としていたため影響は大であったが、「北京政府支持」表明後は日本人客が戻り、日

(6)『横浜貿易新報』1937年9月26日。なお、本節の記述にあたっては、「戦時下における外国人の動向」『横浜市史Ⅱ』第1巻下(937-1026頁、1996年)を参照にした。

(7)『横浜市史Ⅱ』第1巻下、937頁。

(8)「南京街に五色旗翻る」『夕刊神奈川読売新聞』1938年1月15日号。

(9)『横浜市史Ⅱ』第1下巻、947頁・948頁。

(10)『読売新聞』1938年1月18日号。

(11)汪近周氏インタビュー(2007年9月20日)『横浜華僑の記憶』142頁。

(12)『読売新聞』1938年12月16日号。

本人相手の店は回復した。しかし、華僑労働者を対象としている店は半減した。洋裁業については、顧客が欧米人であることから、彼らの帰国により業務不振に陥った¹³⁾。業種による違いはあるが全体的に華僑の経済活動は停滞を余儀なくされた。

1941年12月8日、アジア太平洋戦争開戦と同時に、英国・米国など交戦国の敵性外国人の全国一斉捜査が行われ、成年男性はただちに「敵国人抑留所」へ入れられた。中国人については、日本の傀儡政権である汪精衛政権を支持していると見なされ、居住や移動の自由を奪われたものの、抑留されることはなかった。移動については、道府県を越えて外出する場合は、所管する警察に届け出を出すことが義務づけられた。1943年6月30日現在で、横浜市内在住外国人は4555人、その内、中国人は2804人であった¹⁴⁾。

華僑の空襲体験

本格的な日本本土空襲が始まった1944年の年末以降、横浜を襲った空襲は29回を数えた。華僑もこうした度重なる空襲におびえていた。コックや洋裁師などの一部の華僑は、箱根や軽井沢などに避難したドイツ、イタリア、スイスなどの枢軸国や中立国の外交官などととともに同地に避難した¹⁵⁾。しかし、中華街に暮らす大半の華僑は街中に防空壕を掘り、防空演習に参加するなどして、戦時下の日々を耐えていた。

特に大きな被害をもたらしたのが、1945年4月15日と5月29日の空襲であった。4月15日の空襲では、堀ノ内町にあった横浜華僑の2つのピアノ工場、周興華ピアノ工場と李兄弟ピアノ製作所が焼失するなどの被害を受けた。

5月29日には、500機を超えるB29が来襲し、横浜市内では確認されているだけで、死者は3649人、罹災住宅は約4万に登った。横浜大空襲と呼ばれるこの空襲で、中華街は焼け野原となり、店舗や住宅、中華公立学校、関帝廟などが焼失し、

大半の華僑が被災した。空襲を体験した華僑の一人梁兆華は「戦闘機は500くらい飛んできて、蜂みただった」、また空襲の前に「逃げるように」という意味のビラを米軍が空から撒いたと語る¹⁶⁾。また、当時5歳だった曾徳深は、中華街の自宅の防空壕に、母と姉二人、弟の5人で逃げこんだが、そこにいと焼け死ぬと外から声をかけられ、中華街大通りを駆け抜けて、山下公園に避難した。その晩はニューグランド・ホテルのロビーで一晩を明かしたが、ホテル裏の空き地で大人たちが大きな鍋で炊き出しをしていたのを覚えている¹⁷⁾。家を失った華僑は、山下町で焼け残った欧米系の銀行・石油会社・ホテルなどの石造りの建物に避難して数日を過ごした。それから2か月半後の8月15日、終戦を迎えたのである。

3 李徳成家文書の資料から

このような戦時下において、横浜中華街の華僑はどのような生活を送っていたのだろうか。仕事や日々の暮らしに必要な日用品の入手はどうだったのか。そうした事柄に関わる、李徳成家文書の資料を見ていきたい。

資料1 居住並労働従事許可証（李徳成）図4・図5

発行者：警視庁

発行日：1942年（昭和17）7月15日

継続許可日：1944年（昭和19）7月15日

これは李徳成の日本での居住および労働従事に関する許可証である。李徳成の原籍は中華民国広東省南海県、住所は横浜市中区山下町106、労働従事の場合と屋号は東京都麹町区丸ノ内2-2丸ビル地下花月食堂、雇い主は岡本正治郎、職業は料理職従事者で、年齢は42年と明記されている。花月食堂は『東京名物食べある記』（時事新報社家庭部編、1929年）でも紹介されている日本人経営の食堂である。

遵守事項として以下の記載がある。1) 効力期間は2年、2) 許可証は常時携帯し要求があれば掲示

¹³⁾ 神奈川県外事課『支那事变下ニ於ケル外事警察ノ一般状況』（昭和14年3月末）。

¹⁴⁾ 『横浜市史II』第1巻下、1025頁。

¹⁵⁾ 陳天璽「太平洋戦争期の横浜華僑華人」17-19頁。

¹⁶⁾ 梁兆華氏インタビュー（2003年8月）、『横浜華僑の記憶』88頁。

¹⁷⁾ 『横浜中華街 生業と文化』118頁。

すること、3) 許可期間内に従事場所、雇い主、住所に変更があった場合は3日以内に所轄署へ届けること、4) 継続して居住従事する場合は期間終了後30日前に更新出願すること、5) 帰国・他府県へ転出はその前に、転職の場合は3日以内に所轄署へ届けて許可証を返納すること、6) 許可証を破損あるいは失くした場合は写真3枚を添えて所轄署へ届

け出て再交付を受けること、7) 国籍・氏名・身分上に異動が生じた場合は速やかに所轄署に届けること、8) 改ざん・不正利用、遵守事項に違反した場合は許可を取り消すこと。

3) については、図4の「異動事項」欄に何も記載がないので、この間に変更はなかったといえる。4) 継続申請に関してはこの許可証は1度更新され

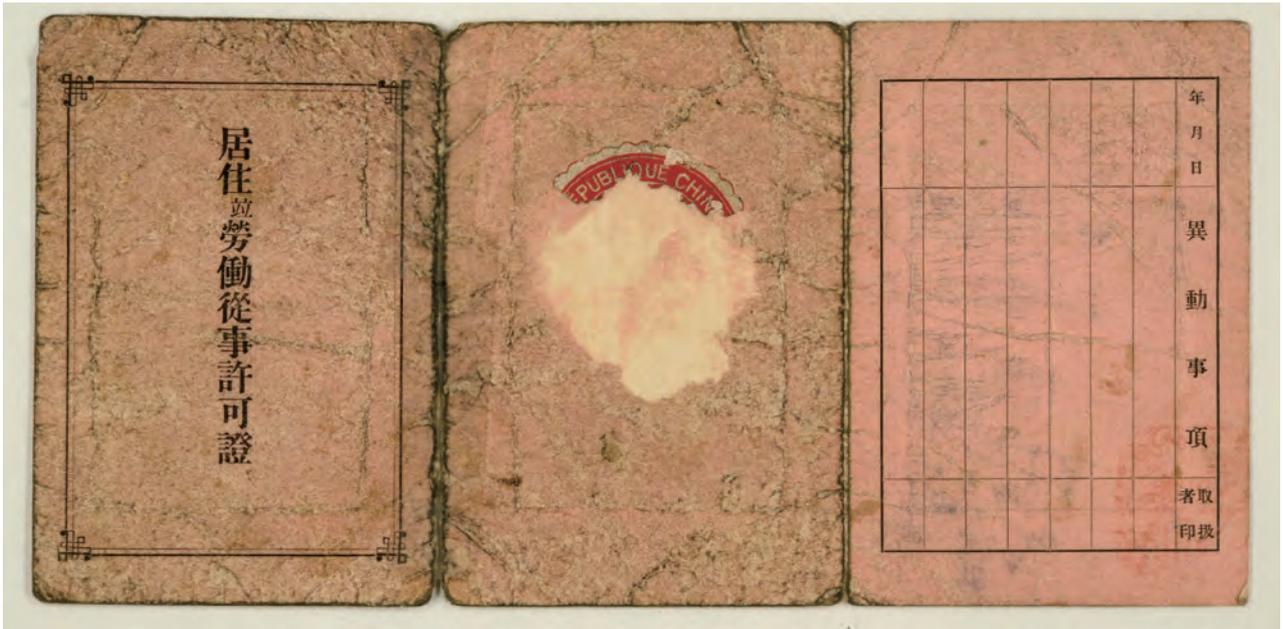


図4 居住並労働従事許可証（李徳成）表紙ほか



図5 居住並労働従事許可証（李徳成）

ている。最初は1942年4月10日に申請し、約3か月後の7月15日に許可発給されている。その2年後の1944年7月15日に継続許可がおりたが、戦争末期で物資が不足していたためであろうか、新しい許可証が発給されるのではなく、「継続許可、年月日、警視庁取扱者印」のスタンプが押され、1944年（昭和19）7月15日に更新されている。

資料2 定期旅行許可証（李徳成）図6

発行者：神奈川県知事

発行日：1945年（昭和20）3月30日

更新日：1945年（昭和20）7月1日

太平洋戦争勃発翌日の1941年12月9日に発令された、内務省令第31号「外国人の旅行等に関する臨時措置」によって、日本国内に居住する外国人は道府県外への旅行が許可制となった。「旅行」と表現されているが、日々の「移動」、たとえば通勤や

通学にもこの許可証が必要となった。

これは李徳成が山下町の自宅から東京駅前の丸ビルにあった花月食堂まで、日々の通勤のために必要だった許可証である。記された内容を確認してみよう。

国籍は中華民国、居住地は横浜市中区山下町106番地、職業は料理職、氏名は李徳成、年齢は46歳、旅行の目的は東京都丸ノ内花月食堂ニ通勤ノタメ、とある。発行日は昭和20年3月31日、許可期間は当初は昭和20年4月1日から6月30日となっているが、赤線で消され、7月1日から9月30日と赤字で記入されている。発行日も昭和20年3月31日を、インクが滲んで判読しがたいが、7月1日に直している。これから、この許可証の有効期間は3か月であったことがわかる。行先地および往復経路については、居住地を出発、京浜線（国有鉄道東京－横浜（桜木町）間の路線）桜木町駅と品川駅を經由

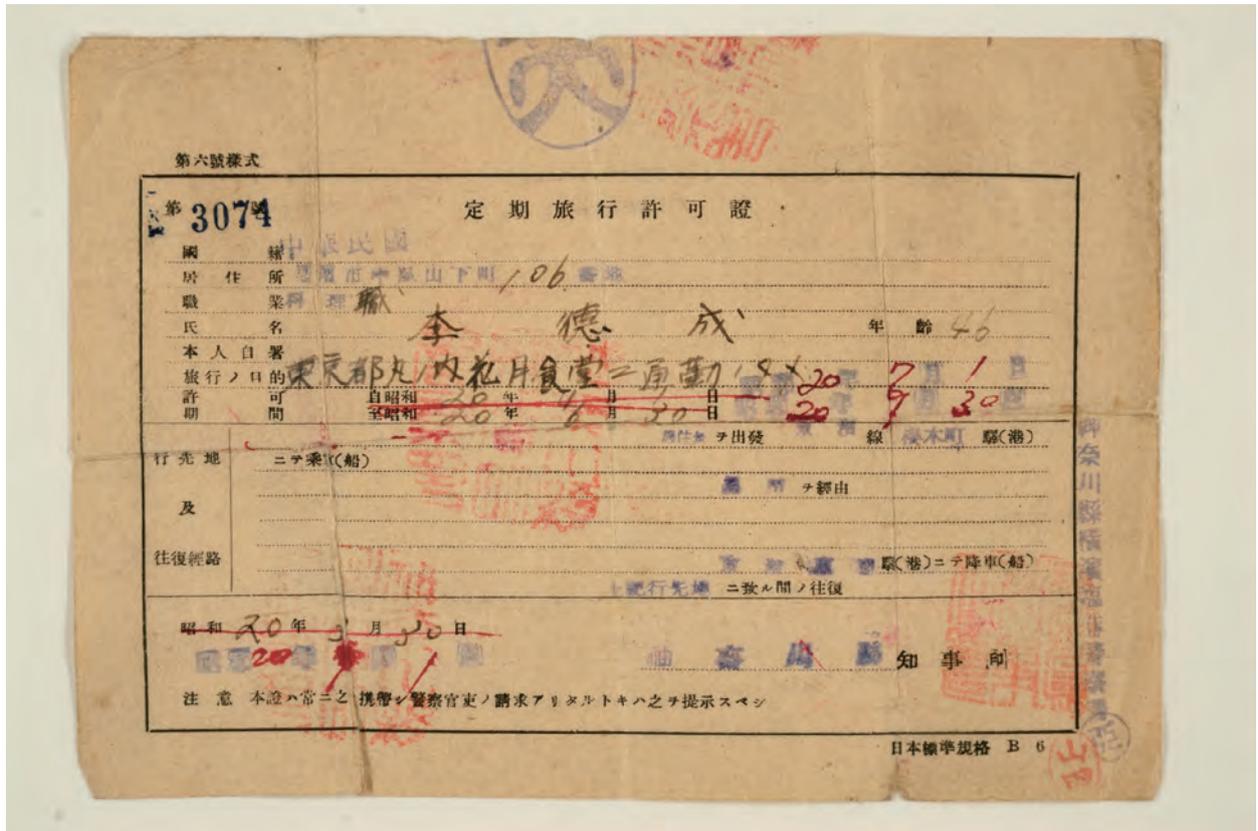


図6 定期旅行許可証（李徳成）

し、京浜線東京駅にて降車し、上記行先地（花月食堂）に至る間の往復、と明記されている。神奈川県知事の印の横には、神奈川県横浜臨港警察署のスタンプが押されている。注意書きには、本証を常に携帯し警察官吏の請求あるときは提示すべしとある。日々の通勤までも厳しい監視下にあったこととともに、横浜大空襲後の昭和20年7月の段階でもこの許可証の更新を行っていたことになる。

資料3 滞邦許可書（逗留許可書）（呉順娥）図7

発行者：神奈川県知事
 発行日：1944年（昭和19）5月5日
 更新日：1945年（昭和20）5月8日

1939年3月1日、内務省令第6号「外国人の入国、滞在及退去に関する件」が改正され、厳しい許可制・登録制がしかれた。それまで在住許可を受けていた者も1年ごとに所轄警察署に届けるこ

とが必要となった。これは李徳成の妻呉順娥に発行されたもので、発行日から約1年後に更新されている。神奈川県知事の印のほかに、2か所押されている印は、判読しづらいが「神奈川県横浜臨港警察署」の印と思われる。また、用紙下部の注意書きに、滞在許可期間満了後に引き続き滞在を希望する外国人は期間満了10日前までに居住・滞在する地方長官に延長許可申請するようにと、日本語と中国語で明記されている。李徳成文書には、この呉順娥の滞邦許可書とともに3男の李福強の滞邦許可書もある。

資料4 衣料切符（李徳成）図8、図9

発行者：農商務省
 有効期間：1944年（昭和19）4月1日～1946年（昭和21）3月31日

戦時下、食料品や衣料品などの物資不足により、

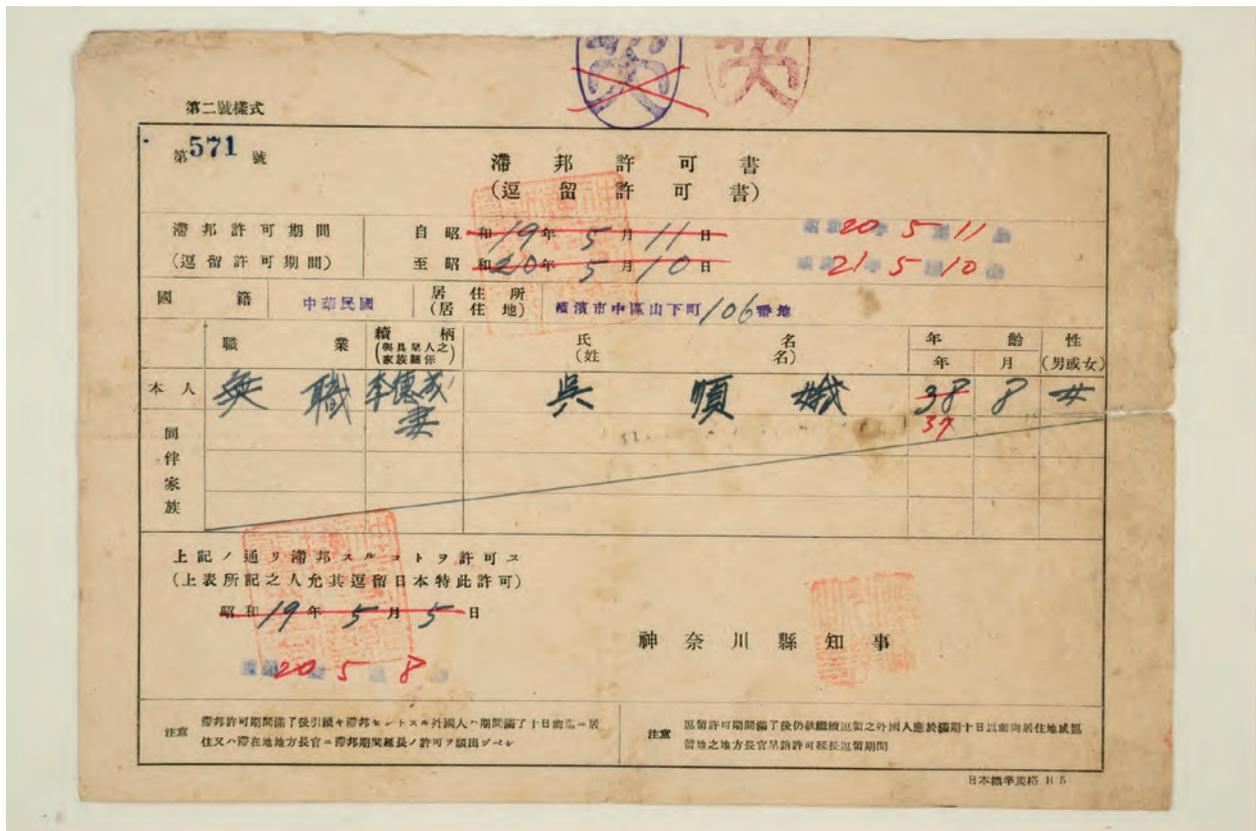


図7 滞邦許可書（逗留許可書）（呉順娥）

配給制が順次導入された。横浜市では1940年6月から砂糖・マッチが切符制となり、1941年4月には米の配給制が実施された。9月には野菜が切符制となり、さらにみそ・醤油が配給制となった。衣料品の切符制は1942年2月から実施された。物資が次々と統制の対象となったが、その配給の事務を町内会が請けおった¹⁸⁾。

衣料切符発行者は農務省、有効期間は1944年(昭和19)年4月1日から1946年(昭和21)年3月31日までである。住所の欄に「第二区第五隣組」とあり、表紙の「経由責任者」として「山下町町内会」の印鑑が押されている。人びとは配給によって戦時体制へと接続させられ、町内会は衣食に関わる物資を操作する権力を持つ地域団体がゆえに、どのような態度や意志をもつ者をも強制的にまきこみ従属化させていったとされる¹⁹⁾。まさに事実上の交戦国の国民である華僑も戦時下の日本で生き抜くためには、町内会の配給制度に組み込まれざるを得なかったことを、この衣料切符が示している。

裏面の「注意(良く読んで下さい。)」とある注意事項から、この衣料切符の使用法の概要を見てみ

よう。

注意書きの最初に「今年度は衣料切符の点数も少なくなりましたので皆さんは今一層衣料品の消費節約と手持品の補修活用に心掛けられ決戦下の衣生活を戦ひ抜いて下さい。」とある。

使用方法については、衣料品を購入する時は衣料切符から購入しようとする衣料品について定められた点数分の小切手を切り取り、引き換えて購入した。タオル、手ぬぐい、靴下、足袋、縫い糸については、小切手のほかに制限小切手が必要であり、制限小切手分しか購入できないとある。手ぬぐいタオルは1本、足袋靴下は合計2足、縫い糸は合計15匁だけである。そのほか品名の書いていない制限小切手が3枚あるが、これは当局の指示があるまで使えなかった。戦争終結前年の厳しい物資状況の中で華僑の生活が営まれていたことがわかる。

資料5 郵便貯金通帳(李徳成) 図10、図11

原簿所管：横浜貯蓄支局

これは李徳成の1944年5月から1945年12月までの郵便貯金通帳である。1944年5月から1945年



図8 衣料切符(李徳成)表紙

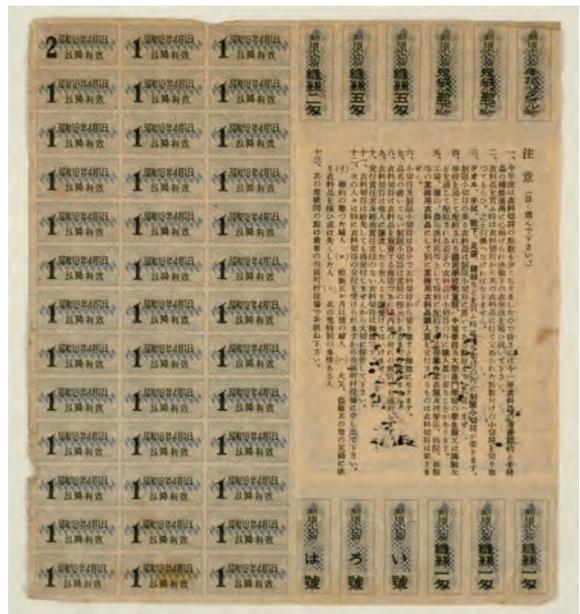


図9 衣料切符(李徳成)

18) 『横浜市史II』第1巻下、895-897頁。

19) 『横浜市史II』第1巻下、901頁。

6月まで毎月貯金をしている。5月と6月に150円、7月から9月に100円、10月と11月に50円、12月に100円、翌1945年1月に150円、2月に50円を貯金している。そして、横浜大空襲のあった5月29日の1週間後の6月5日にそれまでの全額1000円を引き出している。

李雪英については、表の住所書きが判読しづらいが、おそらく同居していた親族の女性であろう。1943年（昭和18）1月から1945年10月までの郵便貯金通帳である。1943年1月から1944年5月まで毎月貯金がおこなれ、当初は1円だったが、1円50銭、2円、2円50銭、7円、10円と金額が上がっている。貯金総額は61円で、1944年に15円が引き出され、残りの全額46円は横浜大空襲の8日後の1945年（昭和20）6月6日に引き出され、

資料6 郵便貯金通帳（李雪英）図12、図13

原簿所管：横浜貯蓄支局

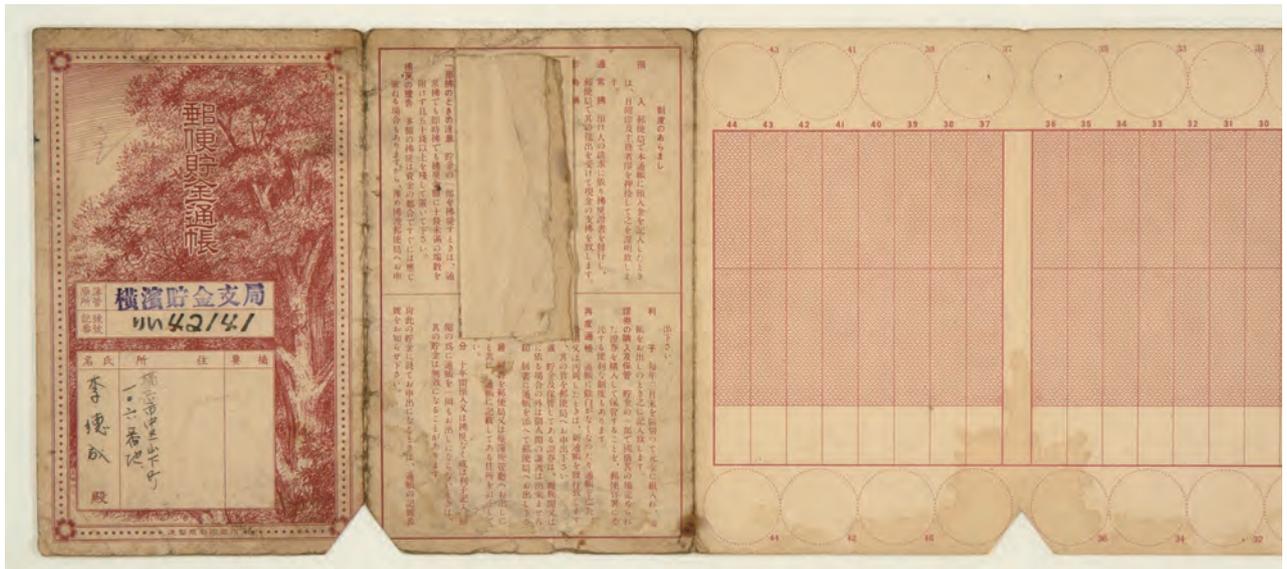


図10 郵便貯金通帳（李徳成）表紙ほか

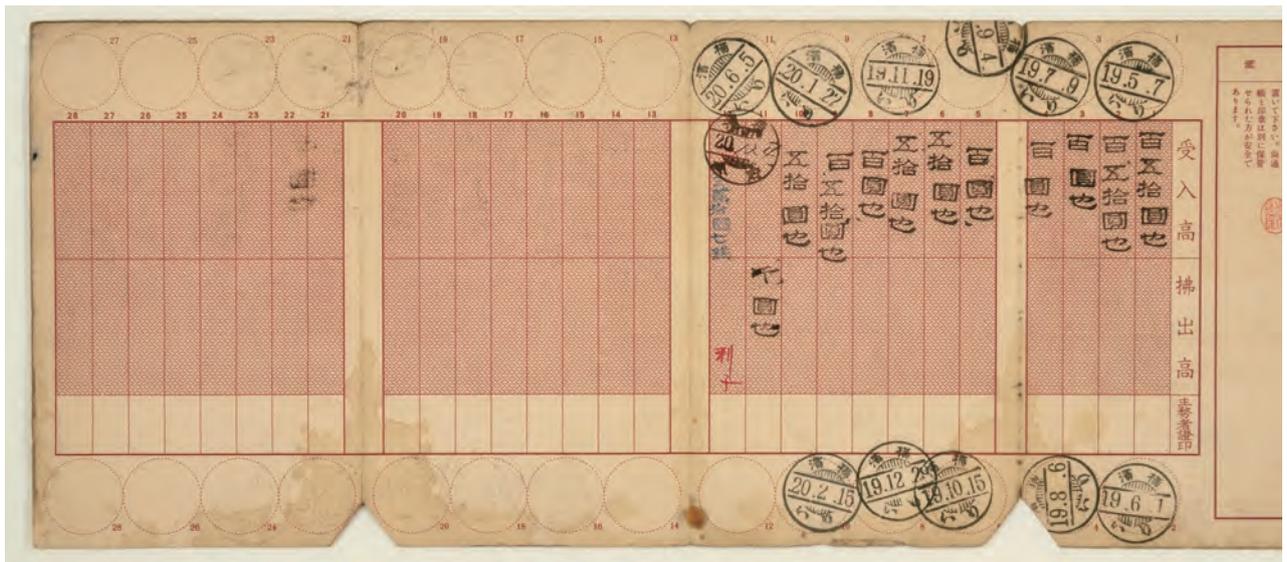


図11 郵便貯金通帳（李徳成）

表にも6月6日の日付スタンプと手書きの「即時金払」の文字が確認できる。

この2冊の郵便貯金通帳に記された毎月の貯金は何を物語るのだろうか。これは当時日本国内で展開された「貯蓄報国」の動きと無関係ではないだろう。国民精神総動員運動が展開される中、戦費調達の効果をもつ「国民貯蓄奨励運動」が展開された。横浜市でも講演会などの宣伝活動が行われ、人びとを「貯蓄報国」に邁進させた。1938年頃から国民貯蓄組合が各地で町内会と一体となって結成され、1941年3月には国民貯蓄組合法が制定された。地

域ごとの貯蓄目標額が設定され、人びとに強制的に貯蓄を行わせたのである²⁰。この2冊の通帳は、戦時下の社会的圧力の中で、山下町に住む華僑に対しても、町内会を通じて「貯蓄報国」が勧められていたことを示している。

資料7 空襲罹災証明書(李徳成) 図14

発行者：横浜港臨港警察署

発行日：1945年(昭和20)5月30日

1945年5月29日の横浜大空襲で李家が罹災したことを示す証明である。罹災者として、横浜市中

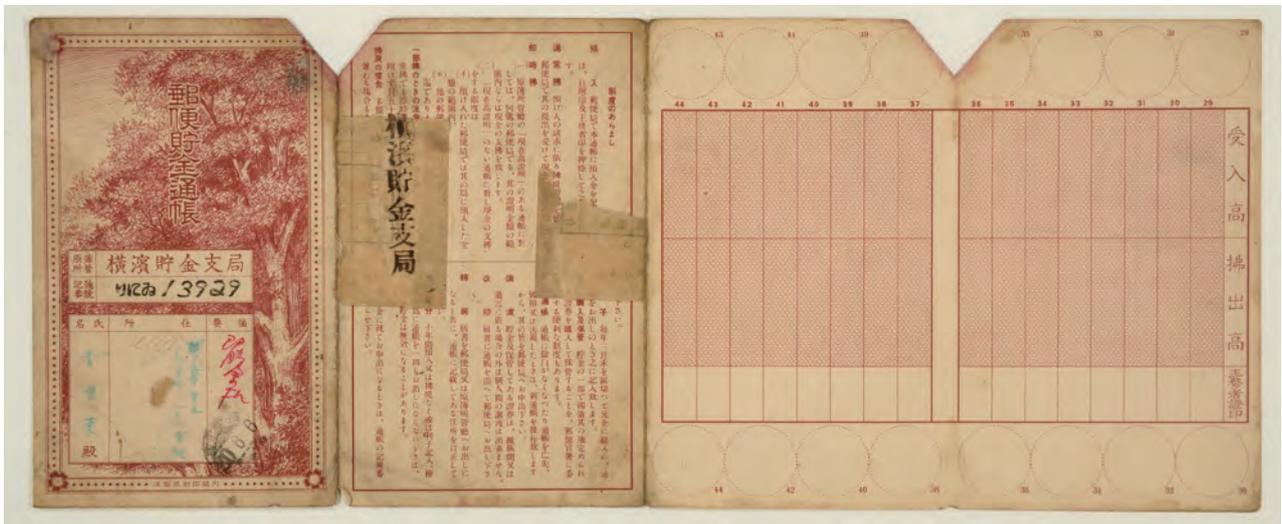


図12 郵便貯金通帳(李雪英)表紙ほか

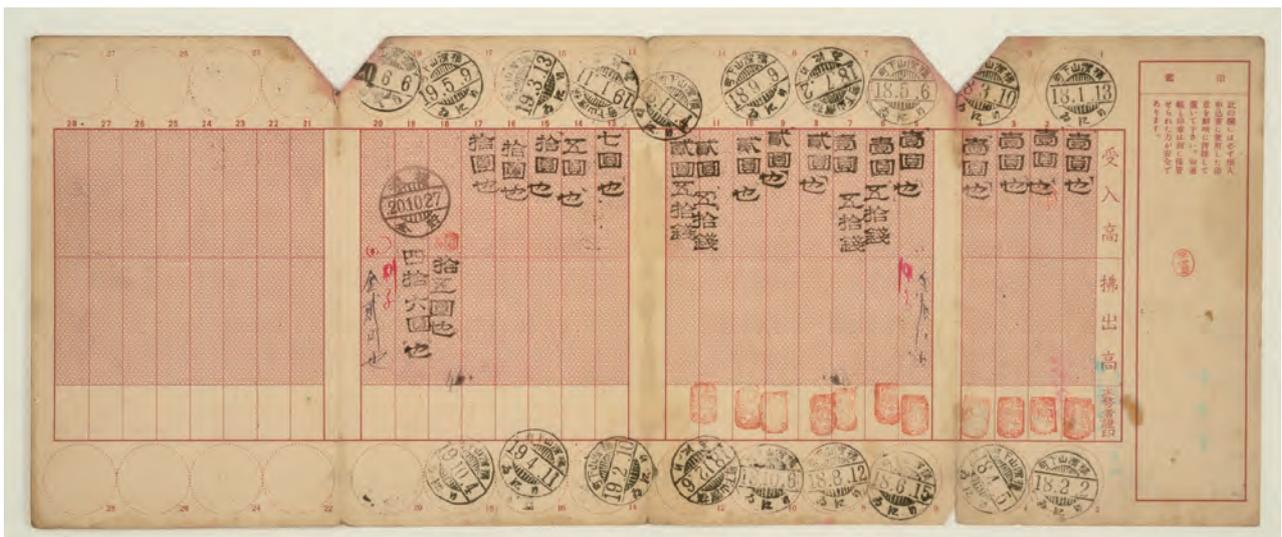


図13 郵便貯金通帳(李雪英)

²⁰『横浜市史II』第1巻下、858 - 859頁。

区山下町 106 番地、料理職、李徳成 46 歳、世帯員として妻、41 歳との記載がある。罹災理由は「戦

争に依る」、罹災月日は「昭和 20 年 5 月 29 日」となっている。左下には発行日の「昭和 20 年 5 月 30

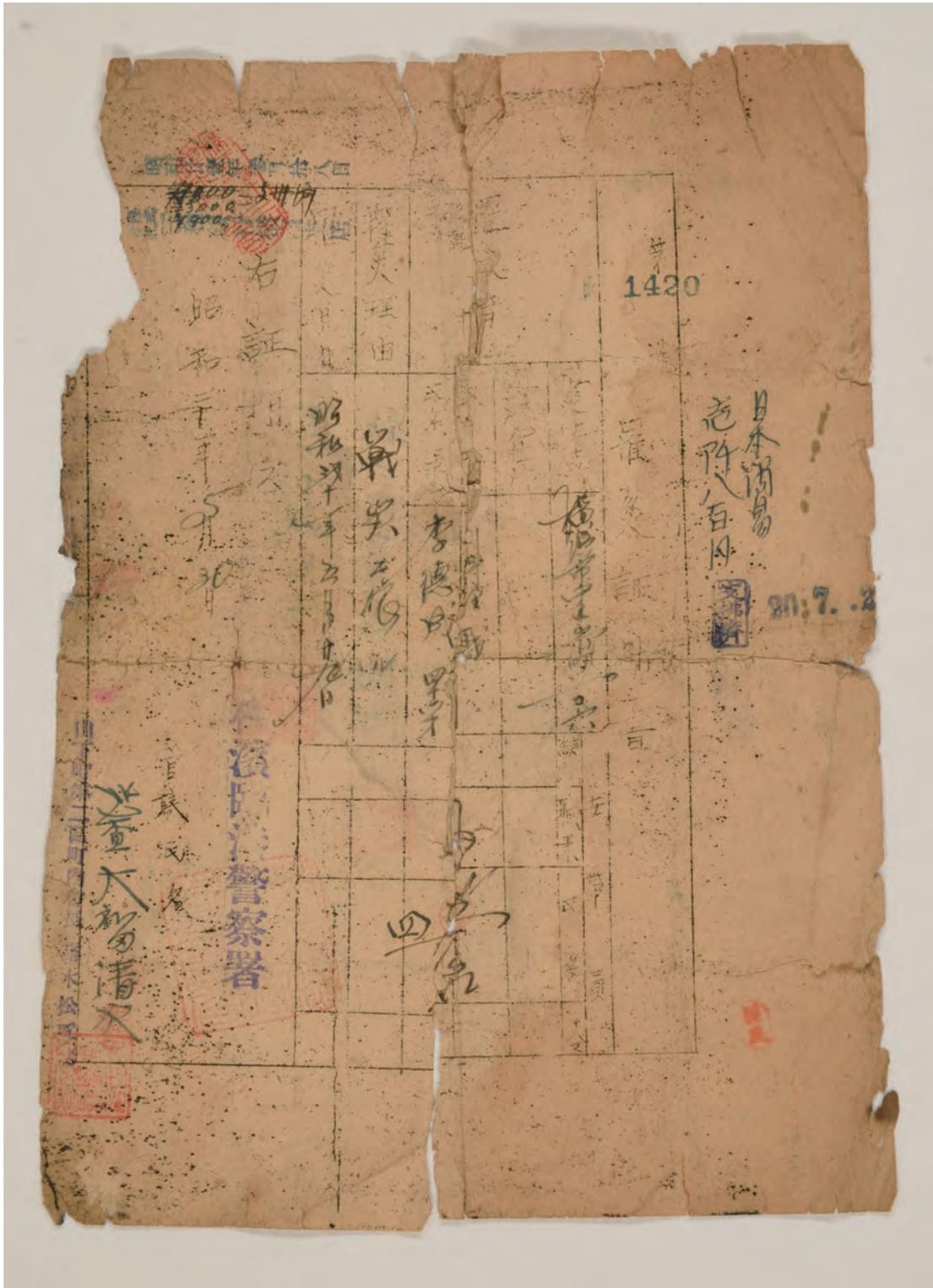


図 14

日」、発行者として「横浜臨港警察署」のスタンプがあり、大和田清次巡査の手書き署名がなされている。また露木山下町第二区町内会長のスタンプも押されている。華僑は町内会に組み込まれることで、配給の差配や貯蓄報国への対応など管理される立場におかれたが、一方、罹災した場合には町内会によってその事実が保証されていた。

この証明書をさらに詳しく見てみると、右欄外には手書きで「日本簡易、壱千八百円」、スタンプで「20.7.2」「支払済」と押されている。日本簡易とは日本簡易火災保険（現富士火災海上保険株式会社）と思われ、1945年（昭和20）7月2日に同社より1800円を受け取ったことの記録であろう。また、左上にはスタンプで「昭和廿壱年参月拾八日、株式会社三和銀行横浜支店」、手書きで「¥3000、¥900支払済」とある。これは三和銀行から昭和21年（1946）3月18日に3000円と900円を受け取ったことの証明書かと思われる。どうしてこうした記録が書かれているのかであるが、おそらく火災保険証書や銀行通帳が空襲で焼失したことにより、公的記録である罹災証明を利用して本人であることを証明し、その記録を記したのではないだろうか⁽²¹⁾。

焼け出された李一家は、一時、軽井沢に避難した。図11の郵便貯金通帳で6月5日に貯金を全額引き出しているのが確認できるので、その現金をもって避難したのであろう。既述の通り、欧米人などの避暑地として栄えた軽井沢には、戦時中に各国の外交官などが避難しており、彼らのお抱えコックの中国人も住んでいた。李家はコック仲間の知り合いを頼り、軽井沢に向かったのである。

おわりに

1945年8月に戦争が終わった段階では、李徳成一家は横浜に戻っていた。その頃作成された二つの日本在住外国人名簿には、山下町106番地に

李徳成と妻と3人の息子の名前が見られる⁽²²⁾。翌1946年、李徳成は自宅のあった106番地のバラック建ての家屋を所有する岩崎幸太郎と熊谷忠之進との共同経営で料理店を始めた⁽²³⁾。食べるものにと欠いていた時代、料理店は軌道に乗ったようで、同年5月には岩崎・熊谷から家屋を買っている⁽²⁴⁾。翌年に徳成の長男李福泉と結婚した鄭金美によれば、お店はバラック造りだったが、日本人の客で繁昌したという⁽²⁵⁾。

李徳成家文書の中には、1947年の1月31日付の東京電灯株式会社関東配電所あての請願書がある⁽²⁶⁾。これは、山下町104番地から108番地に住む中国人と日本人の住民55人が同社に十分な電気の供給を要求したもので、筆頭署名人は李徳成である。「電球内ワズカニ赤線ヲ認メル程度ニテ読書、又ハ書キ物ノ用ニ弁ゼズ、況ヤ夜間営業等ハ思ヒモ依ラヌ処ニテ」、「再建途上ニ日夜働ク我々市民ノコノ不便ヲ御推察ノ上」と改善を要求している。料理店を開いていた李徳成にとって、電力の供給は喫緊の課題であり、近所の住民とともに行動を起こしたことがうかがわれる。

以上、李徳成家文書をもとに、戦時下の横浜華僑の暮らしの一端を垣間見た。そこから次の諸点が指摘される。

(1) 横浜華僑は特異な政治的立場にありつつ、厳しい監視下・管理下に置かれていたこと。

日本と中国は日中戦争を戦っていたが、横浜華僑は「親日政権」である北京臨時政府と汪精衛政権を支持する立場をとったため、敵性国民とはみなされず、「親日国民」とみなされた。そのため、敵性国民である交戦国の国民、英米仏などの国民とは異なり、収容所に送られることもなく、居住地などの制限はあったが、中華街の住民は従来の家で暮らすことができた。しかし、道府県知事や所管警察署により厳しい管理下、監視下におかれた。横浜で生まれ

(21) 本資料の解釈にあたっては、羽田博昭横浜市史資料室主任調査研究員に種々ご教示いただいた。

(22) 米国議会図書館所蔵米軍接収資料中の名簿および外務省記録K門3類7項「在本邦外国人ニ関スル統計調査雑件」第4巻所収「在留外国人名簿」。これらの名簿については拙稿「1945年、神奈川県下の中国人社会—二つの名簿から見えてくるもの」『横浜ユーラシア文化館紀要』第9号（2021年、1-13頁）を参照

されたい。

(23) 李徳成家文書「共同経営契約書」昭和21年2月7日。

(24) 李徳成家文書「支払契約書」昭和21年5月1日。

(25) 鄭金美氏インタビュー 2016年11月9日。

(26) 李徳成家文書「願書（東京電灯株式会社関東配電所宛）昭和22年1月31日。

育った者であっても、1年ごとに滞在許可を取らねばならず、道府県を越えての移動は、たとえそれが、日々の通勤でも通学であっても3ヵ月ごとに許可が必要であった。

さらに、日々の暮らしにおいては、町内会を通じて、配給による日用品の入手や「貯蓄報国」のための郵便貯金の推奨など、日本社会の戦時圧力の中で生きなければならなかった。

(2) 監視・管理と表裏一体の保護

李徳成家文書に残された衣料切符や空襲の罹災証明書は外国人だからといって異なったものではなく、日本人同様に配布・発行されていた。このことから、監視・管理と表裏一体ではあるが、山下町に暮らす華僑は、町内会に組み込まれることで、住民として保護される側面もあったということができよう。図15は、1941年1月23日に山下町第1区町内会結成式が行われた時の写真であるが、前列左から3人目の人物は、当時の聘珍楼の経営者鮑金鉦である。中華街を含むエリアの町内会には住民としての華僑も組み込まれていたのであり、それは管理・監視といった側面が強いが、そこに加入することにより、生き残るといふ華僑の立場もあったのではないだろうか。



図15 山下町第1区町内会結成式 1941年(昭和16)1月23日 鮑啓東氏寄贈・横浜開港資料館所蔵

日中戦争下の日本で暮らす華僑はさまざまなレベルでの差別や耐え難い不当な扱いに苦しんでいた。英語が堪能で上海にたびたび出張にでかけていた周ピアノの2代目周讓傑が特高に連行され拷問を受け、それが原因で亡くなった⁽²⁷⁾。また、日本の小学校に通っていた華僑の子供が日本人児童から侮蔑的な言葉を浴びせられて登校拒否になることもあった⁽²⁸⁾。

李徳成家文書は、そうした厳しい時代を生き抜いた、横浜で生まれ育った一人の華僑が残した資料である。そこから浮かび上がってきたのは、日中戦争下、1945年の段階でも東京の職場に通勤し、町内会を通じて日々の暮らしに必要な物資の配給を受け、「貯蓄報国」の要請こたえ、懸命に生きていた姿である。李徳成は、1945年5月29日の横浜大空襲で家屋を失い、一端は軽井沢に避難するも、数か月後には横浜中華街に戻った。コックの腕をいかして料理店を開き、戦後も一家を支えつづけた。その後、一時は喫茶店経営を行うが、再び本格的中華料理店「嶺南」を開いた。そして、1976年、明治、大正、昭和を生きぬいた79年の生涯をとじ、横浜中華義荘に埋葬された。

参考文献

- 伊藤泉美「横浜華僑・李家の肖像」『開港のひろば』135号、2017年2月。
- 伊藤泉美「1877年の横浜外国人居留地における中国人－「明治十年在横浜清国人名簿」の分析から」『横浜開港資料館紀要』第33号、2015年、35-82頁。
- 伊藤泉美「1945年、神奈川県下の中国人社会－二つの名簿から見えてくるもの」『横浜ユーラシア文化館紀要』第9号、2021年、1-13頁。
- 陳天璽「太平洋戦争期の横浜華僑華人－魏家と汪家のファミリーヒストリーを通して」早稲田大学国際教養学部『Waseda Global Forum』No.17、2020年、p.1-23。
- 東海林静男「戦時下における外国人の動向」『横浜市史Ⅱ』第1巻下、937-1026頁、1996年。
- 横浜中華会館・横浜開港資料館編『横浜華僑の記録－横浜華僑口述歴史記録集』中華会館、2010年。

(27) 「大塚錠吉手記」18頁。

(28) 魏徳夫の体験。陳天璽「太平洋戦争期の横浜華僑華人－魏家と汪家のファミリーヒストリーを通して」。

横浜中華街生業と文化編集委員会編『横浜中華街 生業と文化 横浜中華街発展会協同組合設立50年記念』横浜中華街発展会協同組合、2022年。

横浜ユーラシア文化館編『横浜中華街160年の軌跡 この街がふるさとだから』2021年。

公刊資料

孫士傑報告『中華民國十二年九月一日横浜大震災中之華僑状況』[中華民國駐横浜総領事館、1924年]

『横浜貿易新報』1937年9月26日号。

『夕刊読売新聞』1938年1月15日号。

『読売新聞』1938年1月18日号、1938年12月16日号。

一次資料

大塚錠吉手記「横浜洋楽器製造史資料・稿本」所収、横浜開港資料館。

李徳成家文書、横浜開港資料館。

神奈川県外事課『支那事変下ニ於ケル外事警察ノ一般状況』(昭和14年3月末、横浜市史資料室。)

横浜ユーラシア文化館紀要 第11号

Bulletin of the Yokohama Museum of EurAsian Cultures No. 11

2023年3月31日発行

編集 横浜ユーラシア文化館
〒231-0021 横浜市中区日本大通12
Tel.045-663-2424 Fax.045-663-2453
www.eurasia.city.yokohama.jp/

発行 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
制作 アンクベル・ジャパン株式会社

Edited by the Yokohama Museum of EurAsian Cultures
12 Nihon-odori, Naka-ku, Yokohama, Japan

Published by the Yokohama Historical Foundation
Printed in Japan by ANQBELL JAPAN CO., LTD.

©Yokohama Museum of EurAsian Cultures 2023

ISSN 2758-6332